

宇和島市立御楨小学校いじめ防止基本方針

令和6年度

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方、基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合であっても、いじめとして学校いじめ対策組織へ情報提供する必要がある。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(3) いじめの基本認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校のあり方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育のあり方に大きく関わる問題であること

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための校内組織

(1) 名称 「いじめ対策委員会」

(2) 構成員 校長、教務主任、生徒指導主事、学級担任

P T A 役員、学校評議員、外部専門家（警察官等）

(3) 活動内容

- ア 未然防止に向けた取組 イ 早期発見・早期対応の取組 ウ 指導体制の確立
エ 対応の方針決定 オ 年間取組計画の策定と見直し カ 取組評価アンケートの実施・考察

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 教育相談や「学校生活アンケート」の実施により児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 職員会、研修会の「子どもを見つめる会」で、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を要として、学校の教育活動全体を通して、児童の自己肯定感を高める。
- すべての教育活動において道徳的実践力の育成を目指し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 相談体制の整備

- 毎学期、全教職員で教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 定期的な教育相談の他に、機会を捉えた教育相談の充実に努める。

(4) 人権・同和教育の充実

- 全教育活動を通して人権・同和教育を推進し、いじめのない、誰もが楽しい学校づくりを行う。
- 傷見等を持たせない教育に努める。

(5) 体験活動の充実

- 他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自ら気付かせる。
- 異学年交流や他校との交流を計画的に実施し、人と人とのつながりを大切にする。

(6) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- 児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を充実させる。
- SNS 学習ノートなどを活用しインターネットを使用する際のルールやモラルを指導する。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

- 保護者と学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、関係機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 学期末の「学校生活アンケート」の実施

- 每学期末、「学校生活アンケート」を実施することで児童の実態を知り、いじめの芽を見逃さないようにする。

(3) ノート、日記指導

- 児童の休み時間や放課後の課外活動の中で、児童の様子に目を配ったり、日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(4) 日々の観察

- 教職員が、児童とともに過ごす機会を積極的に設けることで、いじめの早期発見に努める。

5 いじめに対する早期対応

(1) 正確な実態把握

- 当事者双方や周りの子どもからの聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実関係確認等に努める。
- 関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

(2) 指導体制、方針決定

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の確認をする
- いじめに関する事実が確認された場合は、「いじめ対策委員会」を開き、対応を協議する。
- 教職員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にし、役割分担をして、組織で対応する。
- 犯罪行為等悪質ないじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(3) 児童への指導・支援

- いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。

- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) 教育委員会への報告・連絡・相談

- 学校が把握した事実関係や「いじめ対策委員会」の結果を教育委員会へ報告し、連携を取って対応に当たる。

6 保護者や地域への働きかけ

- 授業参観やPTA役員会、学校・学級だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- 校区別人権・同和教育懇談会等で、様々な人権課題について親子や地域住民で考える機会を設ける。
- 個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有する。
- PTA役員会やPTA総会、学校評議委員懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- インターネット使用のルールやモラルについての研修会を行い、ネットいじめの予防を図る。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を図る。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。